

子どもの意見等反映推進業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

「子どもの意見等反映推進業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

2. 事業の概要

- (1) 事業名：子どもの意見等反映推進業務委託
- (2) 事業目的および事業内容：別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間：契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 予定価格：6,704,000円（消費税および地方消費税10%を含む）

3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者またはその者が代表構成員となった共同事業体(JV)であること。共同事業体(JV)の場合は、その構成員が上記(1)から(3)の要件を満たしていること。

【営業種目】

大分類：「役務」

中分類：「情報処理」または「諸サービス」または「その他の役務の提供」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告にかかる公募型プロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

- ・滋賀県物品・役務電子調達システム
- ・滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-4314

4. スケジュール

項目	日程
プロポーザル公告	令和8年4月1日(水)
実施要領等の配付期限	令和8年4月24日(金)午後5時まで

質問受付期限	令和8年4月15日(水)正午まで
質問に対する回答期限	令和8年4月20日(月)を目途に回答
参加申込書、企画提案書受付期限	令和8年4月24日(金)午後5時まで

5. 説明会の開催

本公募型プロポーザルに関しては、説明会は開催しない。

6. 企画提案書等に関する質問および回答

(1) 質問受付期限

令和8年4月15日(水) 正午(必着)

(受付時間：午前9時～午後5時 土曜日・日曜日を除く。ただし最終日4月15日は正午まで)

(2) 質問方法

質問がある場合は、下記11に示す問い合わせ先まで質問票(別添 様式2)を電子メールまたはFAXにより提出すること。なお、質問書を送信した場合は、その旨を必ず電話で連絡すること。

(3) 質問に対する回答

各事業者から受け付けた質問事項とそれらに対する回答を令和8年4月20日(月)を目途に、質問票の提出のあった者へ電子メールまたはFAXで回答するとともに、県ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kosodate/>

7. 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり参加申込書(別添 様式1)を提出すること。

(1) 記載方法

- ・事業者名、所在地住所、代表者職・氏名を記載し、紙については代表者印を押印すること。
- ・共同事業体(JV)の場合は、構成員全ての参加申込書を提出すると共に、全ての構成員間の責任分担・取決め内容がわかる共同事業体(JV)協定書の写し(様式任意)を1部提出すること。

(2) 受付期限

令和8年4月24日(金) 午後5時(必着)

(受付時間：午前9時～午後5時 土曜日・日曜日を除く。)

(3) 提出方法

参加申込書(様式1)を下記11に示す問い合わせ先まで、持参、簡易書留郵便(郵

送した旨を、必ず電話により連絡すること)、電子メール(送信後に、必ず電話により到着を確認すること)のいずれかの方法で提出すること。

8. 企画提案書等の提出書類および提出期限等

(1) 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類(以下、企画提案書等という)を作成し、提出すること。なお、1者につき1提案とする。

ア 企画提案書等提出書(別添 様式3): 1部

所在地住所、事業者名、代表者職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。

イ 企画提案書: 7部(正本1部、副本6部)

仕様書記載の各要件を熟読した上で、下記により企画提案書を作成すること。

(ア) 形式および体裁

- ・企画提案書の形式は、A4サイズ(縦横の向きは不問)とする。
- ・正本1部について、企画書のいずれかの箇所に法人名および提出年月日を明記し、代表者印を押印すること。なお、副本6部には、審査の公正を期するため、法人名、住所、ロゴマークなど参加者を特定できる表示をしないこと。なお、業務実施に係る体制図には、参加者を「当社」と記載すること。
- ・企画提案書の頁数は、30頁以内とする。

(イ) 記載内容

業務仕様書に記載している条件を満たし、かつ、以下の点について本業務の目的を達成するために最も効果的であると考えられる内容とすること。

- ・オンラインプラットフォームのUI/UXおよび機能に関する提案
- ・オンラインプラットフォーム運用支援に関する提案
- ・対面型意見聴取(ワークショップ等)の提案
- ・職員研修に関する提案
- ・事業実施スケジュール
- ・事業を実施する上での実施体制(従事人数や役職等)、役割分担

ウ 会社概要(様式4): 1部

- ・共同事業体(JV)の場合は、構成員全てについて提出すること。
- ・開示できない項目がある場合は、非開示と記載すること。

エ 実施実績表: 7部(正本1部、副本6部)

(ア) 当該委託事業に類似する事業を実施したことがある場合は、実施実績を一覧表で提出すること。

(イ) 主な受託実績の中で、契約期間、事業実施の概要、実績や成果物がわかる書類を提出すること。(2点以内)

(ウ) 共同事業体(JV)の場合は、構成員のうち1者が該当案件を持ち、その者が当該委託業務にアサインされる場合に限り実績と認める。

オ 概算見積書：7部（正本1部、副本6部）

（ア） 概算見積書には、仕様書をもとに、着手から納品に要するすべての経費とその内訳を明記し、あわせて総額の金額を提示すること。

（イ） 消費税および地方消費税を記載し、その税額を明示すること。なお、消費税および地方消費税は10%で算出すること。

（ウ） 企画提案書に記載された内容については、追加費用を伴わず実施する意思があるものと解するので注意すること。

カ 次の社会政策面での取り組みを行っている場合はそれを証する書類：各1部

なお、共同企業体（JV）の場合、構成員のうち1者でも該当する場合には提出すること。

（ア） 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。

上記が分かるものの写し

（イ） 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。

上記が分かるものの写し

（ウ） 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。

上記が分かるものの写し

（エ） 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当すること。

a. 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。

b. 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。

c. 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。

d. 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること

上記 a～d いずれかが分かるものの写し

（オ） 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。

a. 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証

b. 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録

c. 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメント

システム・スタンダードの登録

d. 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

上記 a～d いずれかが分かるものの写し

(2) 提出先

滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課 子ども未来戦略係
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3565

(3) 提出期限および提出方法

提出期限：令和8年4月24日(金)午後5時(必着)

提案書受付時間：午前9時～午後5時（土曜日・日曜日を除く）

(2) に示す場所へ持参または郵送で提出すること。郵送による場合は、簡易書留郵便により期限までの必着とすること。また、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

9. 審査および契約予定者決定の方法

(1) 審査概要

子ども若者部子ども若者政策・私学振興課が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき、提出された企画提案書等の審査を行い、予定価格の制限の範囲内において、総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする。ただし、総合点が同点の場合は、見積価格が最も低いものを契約予定者とする。見積価格も同一の場合はくじにより契約予定者を決定する。総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者として選定しない。

(2) 審査方法

(ア)書類審査

提出されたすべての提案について、上記3に掲げる参加資格について確認を行うとともに、上記8に掲げる提出書類の適合について審査を行い、参加資格を有していない場合、また提出を求めたものがすべて指示どおり揃っていない場合は、該当する事業者をプレゼンテーション審査会への参加候補から除外する。

(イ)プレゼンテーション審査

企画提案書等をもとに、当課が設置する審査会による審査を経て契約予定者を選定する。審査会では、企画提案者による企画書のプレゼンテーションを実施する。

a. 審査会

当課および関係課において、3名の委員（審査員）をもって設置する。

b. 実施方法

企画提案書の記載内容に基づく口頭説明を実施すること。以下の持ち時間および時間配分を予定しているが、提案者の多寡等によって変更の可能性がある。なお、県が通知した時間を超えることは一切認めない。

(ア)企画提案書の内容説明 : 20分以内

(イ) 質疑および応答 : 15 分以内

c. 日時および場所

日時：令和8年4月30日（木）予定 ZOOM開催

※時間、ID、パスワードについては、別途通知する。

d. 評価項目および評価点

審査員1名につき100点の配点（合計300点）として、審査基準（別表）に基づき審査するものとする。

(3) 審査結果

企画提案書等を提出した全員に、審査結果を文書により通知する。

(4) 契約締結

審査会で選定された契約予定者と企画提案書をもとに事業内容について協議を行い、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）に基づき、予定価格の範囲で委託契約を締結する。ただし、審査会の意見等に基づき、企画提案書等の内容について一部変更することがある。

10. その他

- (1) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (2) 次のいずれかに該当した場合は当該企画提案書等の提出について失格とする。
 - ・提出期限に遅れた場合
 - ・提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ・企画提案書の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
 - ・その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (3) 提出されたすべての書類は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。
- (4) 公募型プロポーザルへの参加に要する経費は全て各事業者負担とする。
- (5) 提出された企画内容については、協議のうえ変更することができるものとする。
- (6) 本事業を実施するにあたっては、必要な関係法令を順守するものとする。
- (7) 本事業の遂行上知りえた事項は、他人に漏らしてはならない。ただし、県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (8) 本事業を遂行するうえで疑義が生じた場合は、速やかに県と協議するものとする。

11. 問い合わせ先

滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課子ども未来戦略係

（担当：小寺、杉山）

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-3565 FAX 077-528-4854

メール kodomo-mirai@pref.shiga.lg.jp

◇ (別表) 審査基準

評価項目	番号	評価内容	配点
目的的理解	1	○本業務の目的を的確に捉え、県における子どもの意見の県政への反映を推進することができるかと期待できるか	5点
企画内容	2	○オンラインプラットフォームのUI/UXについて、事業の目的の達成に向けた効果的な提案がされているか。 ・子どもの興味・関心を引くデザインと、親しみやすく分かりやすい画面構成・情報配置が提案されているか。 ・利用者の継続的な利用を促すための工夫がされているか。	10点
	3	○オンラインプラットフォームの機能性について、事業の目的の達成に向けた効果的な提案がされているか。 仕様書に示された主要機能が子どもにとって使いやすく設計されているか。	10点
	4	○オンラインプラットフォームの分析機能について、事業の目的の達成に向けた効果的な提案がされているか。 AI等による分析機能について、子どもへの具体的なフィードバックや施策反映の検討に活用できるか。	10点
	5	○オンラインプラットフォームの運用支援について、事業の目的の達成に向けた効果的な提案がされているか。 ・システム稼働後の安定運用、迅速な不具合対応、システムを効果的に活用するための委託者への具体的な支援体制が確立されているか。 ・子どもに対する問いの設定や資料作成、プラットフォームの活用方法について、専門的な知見に基づいた助言やノウハウの提供が期待できるか。	15点
	6	○対面型意見聴取について、事業の目的の達成に向けた効果的な提案がされているか。 ・ワークショップ等の内容に優れた提案があるか。 ・子どもが意見を出しやすい工夫や環境づくりの提案があるか。 ・対面型意見聴取で得られた意見をオンラインプラットフォームと効果的に連携させる具体的な手法が提案があるか。	10点
	7	○職員研修について、事業の目的の達成に向けた効果的な提案がされているか。 ・子どもの意見聴取に関する専門的な知識と実践的なスキル向上に繋がる具体的な研修内容が提案があるか。	5点
	実施体制	8	○本業務の実施に当たって体制は整っているか。 ・事業の役割分担を明確にし、本事業を円滑かつ確実に遂行するための適切な組織体制、人員配置、および協力体制が構築されているか。
実施実績	9	○本事業の業務に類似する過去の実績を有しているか。有している場合、内容が充実しており、本事業の目的達成に資することが期待できるか。 ・行政機関や教育機関との協業実績、特に子ども関連事業の実績があるか。 ・ユーザー参加型プラットフォームの構築・運用実績があるか。 ・ワークショップ企画・運営、子どもの意見聴取に関する実績、研修実施実績があるか。	10点
見積価格	10	○予定価格内(税込み)で見積価格は低額か。 ・80%未満 …………… 10点 ・80%以上85%未満 …………… 8点 ・85%以上90%未満 …………… 6点 ・90%以上95%未満 …………… 4点 ・95%以上 …………… 2点	10点
県内事業者優先発注	11	○県内事業者または準県内事業者であるか。 ・県内事業者である。 …………… 2点 ・準県内事業者である。 …………… 1点 ・県外事業者である。 …………… 0点	2点
社会政策面評価 (※共同企業体(JV)の場合、構成員のうち一者でも該当する場合は加点とする。)	12	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	1点
	13	高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。	1点
	14	障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当すること。 ①障害者の雇用に係る状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 ②障害者の雇用に係る状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	1点
	15	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	1点
	16	環境マネジメントシステムに関する次のいずれかの認証・登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1点
合計			100点